

## 議案第20号

### 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

#### 1 公の施設の名称

佐倉市市民公益活動サポートセンター

#### 2 指定管理者となる団体

佐倉市海隣寺町87番地

社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会 会長 左奈田 雄 一

#### 3 指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

平成28年11月28日提出

佐倉市長 巖 和 雄